

【緊急】【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 69：変異種確認国からの入国・通過禁止措置）

【ポイント】

●12月29日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計20カ国・地域からの外国人の入国・通過を12月30日から2021年1月15日まで禁止することを発表しました。

【本文】

1 12月29日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計20カ国・地域からの外国人の入国・通過を12月30日0:01から2021年1月15日まで禁止することを発表しました。

また、12月30日以前に対象国・地域から到着した外国人は、上記入国・通過制限対象ではないとのことですが、厳格なPR-PCRテスト、また検疫（結果が陰性であっても、厳格な14日間の検疫期間）の実施が義務づけられます。

○入国・通過禁止対象国：

日本、英国、デンマーク、アイルランド、オーストラリア、イスラエル、オランダ、香港及びマカオの特別行政区を含む中国、スイス、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、レバノン、シンガポール、スウェーデン、韓国、南アフリカ、カナダ、スペイン

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

●大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブ・サイト）

<https://www.covid19.gov.ph/>

・12月29日付け、大統領府メモランダム（変異種確認に対する追加措置等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/12dec/20201229-Memorandum-from-the-Executive-Secretary.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関係参考サイト】

●大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

（フィリピン政府新型コロナウイルス感染対策ウェブ・サイト）

<https://www.covid19.gov.ph/>

(12月14日改定「フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン」)

<https://www.officialgazette.gov.ph/2020/12/14/omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines-with-amendments-as-of-december-14-2020/>

- フィリピン保健省

(フィリピン入国の際の検査・検疫措置に関する5月1日付けメモランダム(在大阪フィリピン海外労働事務所のウェブ・サイトに掲載されているもの))

<https://poloosaka.dole.gov.ph/news/doh-department-memorandum-no-2020-0200/>

(職場復帰に係る暫定ガイドライン)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

(保健省ホットライン)

- ・マニラ首都圏在住者専用医療相談ホットライン：(02) 8424-1724 又は (02) 7798-8000

- ・新型コロナウイルス感染症ホットライン：(02) 8942-6843 又は 1555 (注：後者は4桁のみでつながります。)

(フィリピンにおける感染状況、検査実施状況、医療状況等)

<https://www.doh.gov.ph/covid19tracker>

(注：地域を選択すると、特定地域のデータが表示されます。)

- フィリピン貿易産業省及びフィリピン労働雇用省

(職場におけるCOVID-19の予防と管理に係る暫定ガイドライン)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/010520_DTI_DOLE_Guidelines_Workplace_Prevention_Control_COVID19.pdf

- フィリピン貿易産業省

(ビジネス継続計画ガイド)

<http://www.bps.dti.gov.ph/index.php/press-releases/24-2020/219-dti-bps-releases-business-continuity-guide>

- フィリピン教育省

(2020-2021年のフィリピン公立学校の進学登録手続きに関するガイドライン)

<https://www.deped.gov.ph/2020/05/28/do-008-s-2020/>

(2020 - 2021年度の基本教育学習継続計画に関するガイドライン)

<https://www.deped.gov.ph/2020/06/19/june-19-2020-do-012-2020-adoption-of-the-basic-education-learning-continuity-plan-for-school-year-2020-2021-in-the-light-of-the-covid-19-public-health-emergency/>

(2020-2021年度の学校カレンダーと活動に関するガイドライン)

https://www.deped.gov.ph/wp-content/uploads/2020/05/DO_s2020_007.pdf

- フィリピン観光省

(観光省地域オフィス連絡先)

http://www.tourism.gov.ph/key_officials.aspx

(注：国際空港へのアクセスが困難な外国人へのフィリピン政府による支援については、在フィリピン日本大使館ホームページ【3/20付 領事班からのお知らせ】

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/#nav-cat> も参考にしてください。)

(観光省フェイスブック)

<https://www.facebook.com/DepartmentOfTourism/>

(注：営業中のホテル等についての情報も掲載されています。)

- フィリピン入国管理局

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/>

<http://immigration.gov.ph/>

(10月25日付けアドバイザリー：入国できる外国人の緩和等)

https://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/10_Oct/2020Oct25_Press.pdf

(8月25日付けアドバイザリー：外国人配偶の入国)

https://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/08_Aug/2020Aug25_Press.pdf

(5月29日付けアドバイザリー：オンライン予約制の導入)

http://www.immigration.gov.ph/images/Advisory/2020/05_May/2020May29_advisory.pdf

(5月29日付けプレス・リリース：一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ) 下のニノイ・アキノ国際空港における渡航の制限)

http://immigration.gov.ph/images/News/2020_Yr/05_May/2020May29_Press.pdf

- フィリピン国内移動プロトコール・フローチャート

(マニラ国際空港庁 (MIAA) ウェブ・サイト)

(州等の内部移動に関するプロトコール・フローチャート)

<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650605995105171/?type=3&theater>

(州等をまたぐ移動に関するプロトコール・フローチャート)

<https://www.facebook.com/MIAAGovPh/photos/pcb.1650606908438413/1650606015105169/?type=3&theater>

- マニラ国際空港庁 (MIAA)

(搭乗時に PCR 検査の陰性証明書の提示が求められる国・地域)

<https://www.facebook.com/401384246694025/posts/1679223228910114/?extid=CSJ68xln34zscafw&d=n>

(注：邦人の日本入国時には、PCR 検査の陰性証明書は不要です。)

- 在フィリピン韓国大使館

(7月16日付ノータイス：搭乗時にPCR検査の陰性証明書提示が必要)
http://overseas.mofa.go.kr/ph-en/brd/m_3272/view.do?seq=760721

- フィリピン航空
<https://www.philippineairlines.com/ja-jp/jp/home>
- セブ・パシフィック
<https://www.cebupacificair.com/ja-jp>
- エア・アジア
<https://www.airasia.com/ja/jp>
- 日本国厚生労働省
(新型コロナウイルス感染症関係)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 日本国外務省
(「旅券法施行規則」の一部改正のお知らせ)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003359.html
- 日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>
(注：この取り扱いの詳細については、日本年金機構のねんきんダイヤル (+81-3-6700-1165) に直接お問い合わせください。

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ領事事務所

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843